

リスト改正（平成23年7月1日施行予定）の概要

平成23年5月
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課

1. 国際輸出管理レジーム合意を受けた規制対象品目リストの改正

大量破壊兵器等及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において規制すべき対象が合意されており、技術の場合は、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物の場合は、これを外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定し、詳細な仕様については省令以下に規定することによって輸出規制の対象とし、国内法令上の担保がなされている。

今般、2010年の各国際輸出管理レジームにおける合意を受け、外為令別表、輸出令別表第1及び関連省令・告示・通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行うもの。

（参考）国際輸出管理レジームについて

NSG	Nuclear Suppliers Group の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は46か国。
AG	Australia Group の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は40か国。
MTCR	Missile Technology Control Regime の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は34か国。
WA	The Wassenaar Arrangement の略。地域紛争防止の観点から通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出規制を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は40か国。

※1. 本政省令等改正の施行日は平成23年7月1日を予定。

※2. MTCRについては、2010年の合意事項の確定及び公表がリスト改正の検討スケジュールよりも遅れたため、当該合意については今般の改正には反映していない。

（補足）関係法令及び略称

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：外為法【法律】
 - 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：輸出令【政令】
 - 外国為替令（昭和55年政令第260号）：外為令【政令】
 - 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：貨物等省令【省令】
 - 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）：貿易外省令【省令】
 - 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該

当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号):通常兵器開発等省令【省令】

- 輸出貿易管理令第4条第1項第2号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(平成12年通商産業省告示第746号):無償告示【告示】
- 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物(平成13年経済産業省告示第758号):告示貨物【告示】
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第7号ハ及び第8号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第4条第1項第1号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号):通常兵器開発等告示【告示】
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第12号、第13号及び第14号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物(平成21年経済産業省告示第307号):使用技術告示【告示】
 - ◇ 輸出貿易管理令の運用について(昭和62年貿局第322号):運用通達【通達】
 - ◇ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年貿局第492号):役務通達【通達】
 - ◇ 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について(平成8年貿局第365号):通常兵器通達【通達】
 - ◇ 包括許可取扱要領(平成17年貿局第1号):包括許可要領【通達】

原子力関連(2項関係)

■ 三酸化ウランの製造用装置の規制対象範囲の変更

当該貨物については、従前、ウラン鉱石からウラン精鉱(イエローケーキ)への精製工程も含めて規制対象範囲としていたところ、今般、NSGの規定等を踏まえ、当該工程については規制対象範囲から除外する。

- 貨物等省令第1条第10号の2イの改正【省令】

■ 工作機械の「中ぐり」に関する規定の精緻化

工作機械の加工方法のひとつである中ぐりについては、工作物が回転する場合とバイト(工具)が回転する場合の両方があり得るところ、左記の旨を明確化する観点から、貨物等省令及び解釈通達において所要の改正を行い、規定を精緻化する(6の項でも同旨の改正を行う)。

- 貨物等省令第1条第14号ロの改正【省令】
 - ◇ 運用通達の2の項【通達】
 - ◇ 役務通達の2の項【通達】

化学・生物兵器関連（3項、3の2項関係）

■ 化学兵器の製造等に必要な装置のコーティング材料に関する規定の変更等

化学兵器の製造等に必要な装置のコーティング材料として、従前、我が国ではふっ素樹脂をそのうちの一つとして規定していたところ、AG合意において、ゴム状の素材もこれに含む等の旨が今般明確化されたこと等を踏まえ、貨物等省令上の規定ぶりを「ふっ素重合体」に改め、解釈規定の追加を行う。

- 貨物等省令第2条第2項各号の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の3の項【通達】

■ 化学兵器の製造等に必要な装置の部分品に関する規定の精緻化

当該規定は、化学兵器の製造等に必要な装置及びその部分品それぞれについて、内容物と接触する全ての部分が所定の材料で構成等されているものを別個に規制対象とするものであり、今般、AGの規定をより明確化する観点から、規定の精緻化を行う。

- 貨物等省令第2条第2項各号の改正【省令】

■ 多重管に関する規定の精緻化

当該貨物については、現在、「内容物の漏れを検知する装置を組み込んだ多重管」と規定しているところ、AGの規定をより忠実に訳出し、「内容物の漏れを検知する装置の取付口が設けられている多重管」に改め、規定の精緻化を行う。

- 貨物等省令第2条第2項第8号の改正【省令】

■ 軍用の細菌製剤の原料となるウイルスの規定の変更

AG合意及びその後の手続を踏まえ、「南アメリカ出血熱」及び「肺及び腎症候性出血熱ウイルス」については、この範囲に含有されるウイルスが明確化されたことから、貨物等省令における規定ぶりを変更し、所要の解釈を追加する。

- 貨物等省令第2条の2第1項第1号の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の3の2の項【通達】

ミサイル関連（4項関係）

※MTCRについては、2010年の合意事項の確定及び公表がリスト改正の検討スケジュールよりも遅れたため当該合意については今般の改正には反映していない。

■ ジェットミルに関する規定の精緻化

MTCRの規定に従い、当該貨物で粉碎できる推進薬の対象範囲について、規定の精緻化を行う。

➤ 貨物等省令第3条第10号の改正【省令】

■ **民生用の電子機器に使用される電波吸収材に関する除外規定の追加**

携帯電話等、民生用の電子機器に使用されるシート等の形状をしている電波吸収材については、その用途及び形状から鑑みて、無人航空機等用のステルス材として実効的に利用することが凡そ不可能であると推測されることから、許可対象には含まれない貨物として明確化すべく、除外規定を追加する。

◇ 運用通達の4の項【通達】

先端材料関連（5項関係）

■ **繊維を使用した成型品に関する解釈の明確化**

WA合意を踏まえ、あらゆる形状のものを規制対象としていた航空機用及び船舶用の成型品について、加工が完了していない半製品のみを当該規定における規制対象とすべく、解釈通達において所要の改正を行う。（なお、加工が完了した当該成型品を用いて製造された最終製品については、当該最終製品が、輸出令別表第1の5の項の（18）及び貨物等省令第4条第2号以外に掲げる貨物に該当するか否かについて判定を行う必要がある。）

◇ 運用通達の5の項【通達】

■ **三次元に織ることができる織機等に関する規定の変更**

WA合意において、当該貨物の仕様（目的動作等）について明確化する旨の改正がなされたことを踏まえ、貨物等省令及び解釈通達において所要の改正を行う。

➤ 貨物等省令第4条第4号ハの改正【省令】

◇ 運用通達の5の項【通達】

■ **超伝導材料に関する規定の精緻化**

WA上の規定に従い、当該貨物に関する仕様の規定のうち不要なものを削除し、規定の精緻化を行う。

➤ 貨物等省令第4条第10号ロ（2）の削除【省令】

■ **重合体に関する規定の変更**

WAでの合意を受け、芳香族ポリアミドイミドについては、一定のガラス転移点を超えるものに規制対象を限定し、当該貨物のガラス転移点の解釈規定についても、当該合意を踏まえた明確化を行う。併せて、当該貨物を含む重合体の解釈規定について、所要の精緻化を行う。

➤ 貨物等省令第4条第13号イの改正【省令】

◇ 運用通達の5の項【通達】

■ プリプレグに関する除外規定の追加等

WA合意において、所定の条件を満たすプリプレグを規制対象から除外する規定の追加及びガラス転移点の測定方法に関する規定の明確化がなされたことを踏まえ、解釈通達において所要の改正を行う。併せて、WAでの合意を受け、プリプレグ等に使用される樹脂のガラス転移点の解釈規定について所用の改正を行う。

◇ 運用通達の5の項【通達】

■ 炭化ほう素（含 混合物）の除外及びほう素合金（含 混合物）の新規指定

WAでの合意を受け、炭化ほう素（含 混合物）については規制対象から除外するとともに、ほう素合金（含 混合物）を新たに5の項の規制対象として指定し、併せて貨物等省令及び解釈通達についても規定ぶりを修正する改正を行う。

○ 輸出令別表第1の5の項（19）の改正【政令】

➢ 貨物等省令第4条第16号の改正【省令】

◇ 運用通達の5の項【通達】

材料加工関連（6項関係）

■ 軸受に関する規定の変更

WAでの合意を受け、玉軸受又はころ軸受に関する規定の一部を削除する。

➢ 貨物等省令第5条第1号口の削除【省令】

■ 工作機械の「中ぐり」に関する規定の精緻化

工作機械の加工方法のひとつである中ぐりについては、工作物が回転する場合とバイト（工具）が回転する場合の両方があり得るところ、左記の旨を明確化する観点から、貨物等省令等において所要の改正を行い、規定を精緻化する（2の項でも同旨の改正を行う）。

➢ 貨物等省令第5条第2号口及び第18条第1項第1号口の改正【省令】

◇ 運用通達の6の項【通達】

◇ 役務通達の6の項【通達】

■ 液体ジェット加工をすることができる工作機械等に関する規定の変更

当該貨物については、「2以上の、（当該貨物が有する）全ての回転軸が所定の規定に該当する場合」又は「有する回転軸のうち少なくとも2以上が所定の規定に該当する場合」のいずれが規制対象となるのかが、WAの規定上は必ずしも明確ではなかったところ、当該規定の本旨は後者であることが確認され、これを明確化する規定ぶりの変更がWAで合意された。左記を踏まえ、貨物等省令においてもこれに倣い規定の明確化を行う。

- 貨物等省令第5条第2号ホの改正【省令】

■ 測定装置等に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物と、同カテゴリで別途規制対象となっている工作機械との規制対象範囲の線引きを行うため、所要の改正を行う。併せて、座標測定機については製造者による仕様書値により規制対象である否かを判断することが確認された点を踏まえ、貨物等省令において所要の改正を行うとともに、測定誤差や測定方法の詳細について解釈通達に規定することとする。また、従前、貨物等省令第5条第10号に規定していた装置について、WAでの規定順に倣い、一部の貨物の規定箇所を第8号に移行するとともに、第10号についてはフィードバック装置等であることについて明確化することにより、規定の精緻化を行う。

- 貨物等省令第5条第8号及び第10号の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の6の項【通達】

エレクトロニクス関連（7項関係）

■ 集積回路等に関する規定の変更

WAでの合意を受け、集積回路、マイクロ波用機器等の部分品、信号発生器、無線周波数分析器及び半導体製造装置について、規制対象の基準を変更する等の改正を行い、併せて、解釈通達において所要の規定の追加等を行う。

- 貨物等省令第6条第1号、第2号、第12号、第13号及び第17号並びに第19条第1項第2号ロの改正【省令】
 - ◇ 運用通達の7の項【通達】

■ 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたものについて政令上の規定削除

当該貨物については、現在WAでは輸出令別表第1における7の項（2）「マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用の機器の部分品」の下位品目として整理されていることを踏まえ、輸出令別表第1における7の項（11）の規定を削る改正を行う（なお、昨年度のリスト改正にて、当該品目は、WA同様「マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用の機器の部分品」の下位品目として、貨物等省令第6条第11号から第2号に移行したところ。）。又、これに併せて、（10の2）については項番を（11）に規定し直す改正を行うとともに、貨物等省令についてもこれを受けた項番の整理を行う。

- 輸出令別表第1の7の項（11）を削り、（10の2）を（11）とする【政令】
 - 貨物等省令第6条第11号を削り、第10号の2を第11号とする【省令】

コンピュータ関連（8項関係）

■ 電子計算機等に関する規定の変更等

WAでの合意を受け、当該貨物の規制対象の基準となる耐用温度の規定について、解釈通達における除外規定の適用対象の追加を行うとともに、当該貨物のうち放射線耐性のあるものについて、規制対象基準に関する規定の改正及び解釈通達における所要の除外規定の追加・改正を行う。

➤ 貨物等省令第7条第1号口の改正【省令】

◇ 運用通達の8の項【通達】

■ デジタル電子計算機の附属装置に関する規定の精緻化

貨物等省令第7条第3号ト及びチはデジタル電子計算機の附属装置を規制する規定であり、今般、左記の点を明確化し規定の精緻化を行う。併せて、解釈通達において明確化の観点から所要の改正を行う。

➤ 貨物等省令第7条第3号ト及びチの改正【省令】

◇ 運用通達の8の項【通達】

通信関連（9項関係）

■ 光ファイバー通信ケーブル及びその附属品の除外

WAでの合意を受け、当該貨物を規制対象から除外する改正を行う。

○ 輸出令別表第1の9の項（3）の改正【政令】

➤ 貨物等省令第8条第1号及び第4号の改正【省令】

■ 副次的暗号装置の除外規定における電子計算機の附属品の取扱いに関する規定の精緻化

副次的暗号装置に係る除外規定については、従来、電子計算機の附属品についてはこれを除外規定の対象に含めていなかったところ、WA上では、当該附属品については除外規定の対象に含めていない旨を明示的に規定していないことから、解釈通達において所要の規定の改正を行う。

◇ 運用通達の9の項【通達】

■ 暗号機能を有する貨物の設計等に用いる装置について規制対象範囲の精緻化

当該貨物については、WA上、別表第1の9の項の（9）の貨物の設計等に用いる装置についても規制対象に含むことになっていることを踏まえ、現行規定を改正し規制対象範囲の精緻化を行う。

○ 輸出令別表第1の9の項（11）の改正【政令】

■ 休眠している暗号装置等に関する除外規定の追加等及び暗号装置としての機能に到達することを可能とする装置等に関する規定の追加

WAでの合意を受け、暗号機能を使用することができない装置又は暗号機能が休眠している装置について、これを規制対象から除外する規定を追加するとともに、ある貨物

が所有している、休眠状態にある暗号機能について、当該機能が規制対象基準にまで到達することを可能とするような貨物及び技術について、新たに規制対象に追加する改正を行う。併せて使用技術告示の所要の改正並びに解釈通達における所要の規定の追加及び改正を行う。

- 貨物等省令第8条第9号の改正並びに第9号の2並びに第21条第1項第16号及び第17号の追加【省令】
- 使用技術告示の改正【告示】
 - ◇ 運用通達の9の項【通達】
 - ◇ 役務通達の9の項【通達】

■ 暗号機能等に係るプログラムに関する規定の変更

当該プログラムについて、WAの規定に倣い、特定のリスト貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラムについても規制対象とし、規定の精緻化を行うとともに、解釈通達における関連規定を削除する。

- 貨物等省令第21条第1項第9号の改正【省令】
 - ◇ 役務通達の9の項【通達】

■ 民生用のセルラー無線通信装置の関連技術に関する除外規定の追加

WAでの合意を受け、当該貨物のうち、民生用のものの設計に係る技術については規制対象から除外する旨の規定を、解釈通達において追加する。

- ◇ 役務通達の9の項【通達】

■ 伝送通信装置等に関連する技術に関する規定の変更

当該技術のうち、貨物等省令第21条第2項第4号に規定していたものについては、昨年のリスト改正で規制対象から除外したことを踏まえ、当該規定を引用する同項中の規定を精緻化する。

- 貨物等省令第21条第2項第15号の改正【省令】

■ 通信用のマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器に関連する技術に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物に関する規制対象の基準を変更する改正を行う。

- 貨物等省令第21条第3項の改正【省令】

センサー・レーザー関連（10項関係）

■ 音波を利用した海底測深機に関する規定の追加

従前、貨物等省令第9条第1号イ（1）では、水底の地形図を作成するための測深機について規定していたところ、WAでの合意において、音波を利用した海底測深機につ

いて従前の規制対象を大きく見直す改正が行われたことを踏まえ、貨物等省令においても所要の改正を行い、併せて、解釈通達にも所要の規定の追加を行う。

- 貨物等省令第9条第1号イ(1)の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ ダイバー妨害用音響装置の規定箇所移行

WAでの合意を受け、当該装置について規定箇所を移行する(10の項での規定を削除し、12の項に規定を追加する。なお、当該改正に伴う規制対象範囲の変更はなし。)

- 輸出令別表第1の10の項(1の2)を削る【政令】
 - 貨物等省令第9条第2号の2を削る【省令】
 - ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ 放射感度に関する解釈規定の追加

WAでの合意を受け、イメージ増強管等の規制基準に用いられる放射感度について、解釈通達において解釈を明確化する規定を追加する。

- ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ センサー用の光ファイバーに関する除外規定の追加

WAでの合意を受け、当該貨物のうち、ポーリング穴におけるセンサー用途として設計されたものについては規制対象から除外する旨の規定、及び規制対象を明確化する規定を解釈通達に追加する。

- ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ 高速度の撮影が可能なカメラ等に関する規定の精緻化

当該貨物については、WAの規定上では、水中用に設計されているか否かにより機微品目として扱うか否かが分かれているところ、貨物等省令及び告示貨物においてもこれを忠実に反映すべく、規定の精緻化を行う。併せて、当該貨物の除外規定について、解釈通達を改正し規定の精緻化を行う。

- 貨物等省令第9条第8号イ及び第22条第1項第2号の改正【省令】
- 告示貨物の改正【告示】
 - ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ レーザー発振器に関する除外規定の追加

WAでの合意を受け、当該貨物のうち、色素レーザー発振器又は液体レーザー発振器の一部を規制対象から除外する旨の規定を解釈通達に追加する。

- ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ レーザーマイクロホンの新規指定

WAでの合意を受け、当該装置について新たに規制対象として指定し、併せてその仕様についても規定。

○ 輸出令別表第1の10の項（8の2）の追加【政令】

- 貨物等省令第9条第10号の2の追加【省令】
- ◇ 運用通達の10の項【通達】

■ 水中において磁場又は電場を検知する装置の新規指定

WAでの合意を受け、当該貨物及び関連技術について新たに規制対象として指定し、併せてその仕様についても規定。また、当該貨物の一部についてはWA上機微な扱いを要する品目として指定されていることから、別表第3の3及び関連告示の改正を併せて行う。

○ 輸出令別表第1の10の項（9の2）の追加及び別表第3の3に規定【政令】

- 貨物等省令第22条第1項第2号の改正並びに第9条第11号の2及び第22条第2項第3号ホの追加【省令】
- 告示貨物に規定【告示】

■ レーダーが利用するデータ処理技術に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該技術を用いたレーダーの一部について規制対象からの除外や規制対象基準の変更するとともに、規定ぶりを明確化する旨の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第13号ヲ（2）の削除並びに（3）及び（4）の改正【省令】

■ 光学的被膜の製造に必要な技術に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該技術の該非に係る「均一度」が「光学的被膜の厚さに係る均一度」である旨を明確化する改正を行い、併せて解釈通達に所要の規定を追加する。

- 貨物等省令第22条第3項第1号の改正【省令】
- ◇ 役務通達の10の項【通達】

航法関連（11項関係）

■ 直線加速度計等に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物の仕様に関する規定を改正するとともに、所要の除外規定について解釈通達に追加する。

- 貨物等省令第10条第1号イ（2）の改正【省令】
- ◇ 運用通達の11の項【通達】

■ ジャイロスコープ等に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物の仕様に関する規定を改正する。

➤ 貨物等省令第10条第2号の改正【省令】

■ 加速度計等を組み込んだ慣性航法装置の部分品の除外

WAでの合意を受け、当該貨物については規制対象から除外する改正を行う。

➤ 貨物等省令第10条第3号の4の改正【省令】

■ 慣性航法装置等の設計又は製造に関する技術に関する規制対象範囲の変更

WAでの合意を受け、貨物等省令第23条第3項第1号に規定する技術については規制対象から除外する。また、従前、貨物等省令第23条第3項第2号に規定していた技術については、規定の精緻化の観点から同条第2項に移行する改正を行う。併せて、貨物等省令及び関係通達について所要の修正を行う。

○ 外為令別表の11の項(3)の削除【政令】

➤ 貨物等省令第23条第3項を削り第4項を第3項とする、及び第2項第3号の追加【省令】

◇ 役務通達の別紙3【通達】

◇ 通常兵器通達【通達】

■ 航空機用のラスタ型ヘッドアップディスプレイに関する技術の除外

WAでの合意を受け、当該技術については規制対象から除外する改正を行う。

➤ 貨物等省令第23条第4項第4号ハの改正【省令】

海洋関連（12項関係）

■ ダイバー妨害用音響装置の規定箇所移行

WAでの合意を受け、当該貨物について規定箇所を移行（10の項での規定を削除し、12の項に規定を追加する。なお、当該改正に伴う規制対象範囲の変更はなし。）。

○ 輸出令別表第1の12の項(10)の追加【政令】

➤ 貨物等省令第11条第14号の追加【省令】

◇ 運用通達の12の項【通達】

推進装置関連（13項関係）

■ ガスタービンエンジン関連貨物に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物の仕様に関する規定を改正する。

➤ 貨物等省令第12条第1号イ、第3号及び第12号の改正【省令】

■ チップシュラウドに関する解釈の追加

WAでの合意を受け、当該貨物については、解釈明確化の観点から解釈通達に規定を追加するとともに、貨物等省令上の規定ぶりの統一を行う。

- 貨物等省令第12条第11号及び第13号の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の13の項【通達】

■ フルオーソリティーデジタルエンジン制御用の装置に関する技術に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該技術の仕様に関する規定を改正する。

- 貨物等省令第25条第2項第1号の改正【省令】

■ ガスタービンエンジンの部分品に関する技術に関する規定の変更等

WAでの合意を受け、貨物等省令第25条第3項第2号りの規定を削除するとともに、同項第4号の規定の追加及び解釈通達における所要の規定の追加を行う。併せて、同項第3号について、規定の精緻化の観点から、規制対象範囲に当該貨物の設計のためのプログラムの取引も含む旨を規定する改正を行う。加えて、損傷許容設計された回転部分品について、WAでの合意を受け、解釈通達において明確化の規定を追加する。

- 貨物等省令第25条第3項第2号りの削除及び第4号の追加並びに第3号の改正【省令】
 - ◇ 役務通達の13の項【通達】

機微品目関連（15項関係）

■ 無人潜水艦に関する規定の変更

WAでの合意を受け、無人潜水艦の通信機能に関する規定を改正する。

- 貨物等省令第14条第9号ロ（3）の改正【省令】

■ 大型船舶用の防音装置等に関する規定の変更

WAでの合意を受け、当該貨物について貨物等省令に規定する規制対象基準の一部を削除し、併せて、解釈通達において明確化の規定を追加する。

- 貨物等省令第14条第10号の改正【省令】
 - ◇ 運用通達の15の項【通達】

複数の項に関連する改正

■ 医療用に設計された装置等に関する除外規定の追加

WA上の規定に従い、医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれた貨物若しくはプログラムについては、規制対象から除外する改正を行う。

- ◇ 運用通達の各項【通達】
- ◇ 役務通達の各項【通達】

2. その他の改正事項

■ 暗号特例の対象となる輸出の範囲の変更

WA上の規定に倣い、輸出令を改正し、暗号特例の対象範囲を変更する。

- 輸出令第4条第1項第6号の改正【政令】

■ 貿易外省令の所要の改正

国際原子力機関の査察に際して、査察官に対して行われる技術提供について外為法の許可対象外とする範囲の拡大、その他規定の精緻化を行う。

- 貿易外省令第1条第1項第3号イ及び第9条第2項第3号の2の改正【省令】

■ 特措法の失効に伴う関係法令の所要の改正

「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（平成22年1月15日をもって失効）及び「イラクの人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成21年7月31日をもって失効）の失効に伴い、通常兵器開発等省令等での関係規定を削除する改正を行う。

- 通常兵器開発等省令の改正【省令】
- 無償告示の改正【告示】
- 通常兵器開発等告示の改正【告示】

■ 包括許可取扱要領のマトリックス表改正

今般のリスト改正に伴い、マトリックス表について所要の見直しを行う。

- ◇ 包括許可要領のマトリックス表【通達】

※その他、技術的な観点から所要の修正を行う。

以 上